## いじめ重大事態に関する調査結果への対応に関連する法律、市条例、市要綱 いじめ防止対策推進法 沖縄市いじめ問題専門委員会等条例 沖縄市いじめ重大事態の調査結果に係る調査等に関する要綱 法 14条 (いじめ問題対策推進連絡協議会) **第1条**(趣旨) この要綱は、**いじめ防止対策推進法**(以下「法」という。) 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を 第28条第1項の規定により、沖縄市教育委員会が実施した重大事態の 図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相 調査結果に係る調査等に関し必要な事項を定めるものとする。 談所、法務局及び地方法務局、都道府県警察その他の関係者により 構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、 当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する 機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学 校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策 連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な 措置を講ずるものとする。 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会 との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域にお けるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必 要があるときは、教育委員会に付属機関として必要な組織を置くこ とができるものとする。 第28条(学校の設置者又はその設置する学校による対処) 第2条(設置) 第2条(市長による調査等) 沖縄市いじめ問題専門委員会等条例 第3条 第 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その「沖縄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、法 第14条 第 1項第2号に基づき、教育委員会が実施した調査結果について、市長は、 事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同 3項及び第28条第1項の規定により、沖縄市いじめ問題専門委員会 教育委員会から送付された法第28条第2項に基づき教育委員会がいじ 種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者 (以下「専門委員会」という。) を置く。 めを受けた児童生徒又はその保護者に説明した経緯及び被害児童生徒・保 又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適 | 第3条(所掌事務) 護者の所見をまとめた文書並びに調査結果を踏まえ、次のいずれかに掲げ 切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。 る事項について決定する。 査を行うものとする。 (1)いじめの防止等のための対策に関する審議 (1)条例 第9条の調査を行うこと。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産 (2) 法 第28条 第1項の規定による重大事態に係る調査 に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 第9条(所掌事務) 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠 | 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法 第28条 第1項の規定による すること。 席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 重大事態に係る調査の結果について必要な調査を行う。 ✓ (3)第1号及び第2号の事項を行わないこと。

(今回の事案について)

ただし、インターネット動画については、 引き続き、中頭教育事務所に依頼し、 削除に努めること

- (2)条例 第2条の沖縄市いじめ問題専門委員会における追加調査又は専門 委員会委員を変更した上での調査の実施等について教育委員会に意見
- 第4条(重大事態の再調査に関する要件) 検討会議は、前条第1項の検討 を行うに当たっては、次に掲げる要件を踏まえるものとする。
- (1)調査結果について被害児童生徒・保護者の疑義があること。
- (2)調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明していること、又は 新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていないこ
- (3)事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査 が尽くされていないこと。
- (4)教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていないこ
- (5)専門委員会委員の人選の公平性・中立性について疑義があること。
- (6)その他市長が必要と認めること。